

予納郵便切手等一覧表(令和6年10月1日)

名古屋高等裁判所

事件の種別	郵便切手等		合計額	備考
	金額・枚数			
・控訴事件 ・高裁第1審事件	郵便切手で予納する場合 (当事者2人の場合) 500円 9枚 110円 14枚 50円 4枚 20円 8枚 10円 10枚		6,500円	※ 当事者3人以上の場合 (共通の代理人がある場合を除く。) 1人増すごとに、左記の金額・枚数に、 500円 4枚 110円 4枚 20円 5枚 10円 6枚 計 2,600円 を加える。
	現金で納付の場合			
・抗告事件 ・高裁再審事件 ・附帯控訴事件	郵便切手で予納する場合 (当事者2人までの場合) 500円 6枚 110円 10枚 50円 2枚 20円 5枚 10円 13枚		4,430円	※ 当事者3人以上の場合 (共通の代理人がある場合を除く。) 1人増すごとに、左記の金額・枚数に、 500円 4枚 110円 4枚 20円 5枚 10円 6枚 計 2,600円 を加える。
	現金で納付の場合			
・上告事件 ・上告受理申立事件 ・特別上告事件 ※現金での納付は郵便切手の合計金額と同額	(当事者2人の場合) 500円 4枚 350円 6枚 110円 8枚 100円 6枚 20円 10枚 10円 7枚		5,850円	※ 当事者3人以上の場合 (共通の代理人がある場合を除く。) 1人増すごとに、左記の金額・枚数に、 500円 2枚 350円 2枚 110円 5枚 100円 2枚 計 2,450円 を加える。 ※ 上告提起事件と上告受理申立て事件を同時に行うときは、予納郵便切手は、1件分で足りる。
	①(当事者1人の場合) 500円 4枚 350円 1枚 110円 6枚 20円 6枚 10円 7枚			
・特別抗告事件 ・許可抗告事件 ※現金での納付は郵便切手の合計金額と同額	②(当事者2人の場合) 500円 6枚 350円 2枚 110円 11枚 20円 9枚 10円 11枚		5,200円	※ 特別抗告提起と許可抗告申立てを同時に行うときは、当事者数に応じた郵券のほかに、 500円 2枚 110円 2枚 計 1,220円 を加える。